

収入印紙 (消印しないこと。)		精神保健福祉士試験受験申込書																								
フリガナ												※ 整理番号														
氏名		(姓) (名)																								
生年月日		年 月 日										性別(※任意選択)					☐ 男 ☐ 女									
郵便番号		〒 -										本籍地 (外国籍の場合はその国籍等)					都道府県					本籍地コード				
フリガナ																										
現住所		都道府県																								
電話番号																										
受験希望地		都道府県																								
受験資格(裏面を参照のこと。)	☐ 大学等	大学等名										卒業年月(見込み)					年 月									
	☐ 短大等(3年制) + 実務経験(1年以上)	短大等名										卒業等年月					年 月									
		勤務先名(実務経験)										職 種	従業期間	年 月～ 年 月												
														年 月～ 年 月												
	☐ 短大等[指定科目] (2年制) + 実務経験(2年以上)	短大等名										卒業等年月					年 月									
		勤務先名(実務経験)										職 種	従業期間	年 月～ 年 月												
														年 月～ 年 月												
	☐ 養成施設	養成施設名										卒業年月(見込み)					年 月									
	☐	提出する受験票の試験実施回数										提出する受験票の提出回数														
	社会福祉士であって試験科目免除申請の有無										☐ 有 ☐ 無					社会福祉士登録番号										
社会福祉士との同時受験の有無										☐ 有 ☐ 無																
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望										☐ 有 ☐ 無																
上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。																										
年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者																										

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の連絡先)	名称		所 属	
			電 話 番 号	
その他 (帰省先等の連絡先)	名称又は氏名		受験者との関係	
			電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	提 出 書 類
大学等	指定科 大学の卒業者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (精神保健福祉士法(以下「法」という。)第7条第1号)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等(3年制) + 実務経験(1年以上)	目 履 修 者 短期大学等(3年制)の卒業等で1年以上の実務経験を有するもの (法第7条第4号)	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等(2年制) + 実務経験(2年以上)	短期大学等(2年制)の卒業等で2年以上の実務経験を有するもの (法第7条第7号)	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設	養成施設(短期又は一般)の卒業者 (法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号又は第11号)	・卒業証明書又は卒業見込証明書

- 備考
- 1 該当する□は、☒と記入すること。
 - 2 整理番号欄には、記入しないこと。
 - 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 - 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 - 5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、学校教育法第102条第2項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
 - 6 過去の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書を提出していないもの及び法附則第2条(5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの)の規定により受験票の交付を受けたものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
 - 7 実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。
 - 8 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
 - 9 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
 - 10 社会福祉士であって試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。
 - 11 用紙の大きさは、A4とすること。